

第3回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成29年8月30日（水曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 3号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 1件 |
| 第 5 | 報告第 4号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 3件 |
| 第 6 | 議案第11号 現況証明願について | 2件 |
| 第 7 | 議案第12号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 5件 |
| 第 8 | 議案第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について | 1件 |

○出席委員（15名）

1番 澁谷 洋 君	2番 高松 俊男 君	4番 橘 澄子 君
5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君	7番 森田 享子 君
8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君	10番 平間 清 君
11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君	13番 津野 斉 君
14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君	16番 佐瀬日出夫 君

○議事参与の制限を受けた委員（0名）

○欠席委員（1名）

3番 高原 文男 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主任 高橋 望 君

振興係長 若松 務 君
主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第3回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時10分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

4番・橋君 5番・嶋中君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第3回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第3号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第3号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第3号についてご説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出面積、24.9ha。

指名年月日、平成29年7月24日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、橋委員、甲斐委員、類瀬委員、佐瀬委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第3号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第4号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第5。報告第4号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで、内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

報告第4号についてご説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、甲斐委員、大泉委員、佐藤肇委員。

報告年月日、平成28年10月18日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字栄184-7。

現況地目、畑。

面積、18,584㎡外13筆、合計面積は280,198㎡となっております。

価格につきましては、12,466,000円。

一時貸付予定者につきましては、[]さんとなっております。

続いて番号2。

あっせん譲渡申出者、[]、[]さん。

あっせん委員長、あっせん委員につきましては、番号1と同じため説明を省略させていただきます。

報告年月日についても同じため省略させていただきます。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字栄184-12。

現況地目、畑。

面積、17,122㎡となっております。

価格につきましては、634,000円。

一時貸付予定者につきましては、[]さんとなっております。

なお、番号1、番号2につきましては、あっせん委員長である嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

報告第4号、番号1、2について報告致します。

平成28年9月30日に、あっせん委員の指名があり、平成28年10月6日に甲斐委員、大泉委員、佐藤肇委員と、私、事務局より村山局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選されました私より、[]さん、[]さんに価格を提示したところ、譲渡の承認を得ましたので、平成28年10月18日に磯分内酪農センターにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、[]さんに決定致しましたが、譲渡人より公益財団法人北海道農業公社による、農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、町に対し買入の要請を行ったものです。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号3についてご説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、澁谷委員、高松委員。

報告年月日、平成29年5月12日。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ原野26線36。

現況地目、畑。

面積、49,586㎡外1筆、合計面積は99,172㎡となっております。

価格につきましては、2,279,000円となっております。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係につきましては、資金借入となっております。

なお、番号3につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 15番・高橋君。

○15番(高橋政寿君) 15番・高橋です。

報告第4号、番号3について報告致します。

平成29年5月1日に、あっせん委員の指名があり、5月9日に高松委員、澁谷委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選されました私より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承認を得たので5月12日に南標茶コミュニティハウスにおきまして、第2回あっせん委員会を開催、譲受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんに決定致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第4号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎議案第11号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。議案第11号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第11号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件であります。

番号1。

土地の所在、字熊牛原野20線東1-2。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、497㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、未利用地。

所有者名、申請者名は共に[REDACTED]さん。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、熊谷委員。

調査年月日は、平成29年8月21日であります。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第11号、番号1について報告致します。

8月14日付けで、調査依頼がありまして8月21日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、熊谷委員、渡邊委員と私、事務局から若松係長で現地調査を行っております。

現地の状況は、配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

この土地は、50年以上前から使用しておりませんで、資料を見てもらえばわかるとおもいますが、周りを森林で囲まれた状態であります。

となっておりますので、農地採草放牧地以外であることを確認しております。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号2について説明させていただきます。

土地の所在、宇虹別原野67線138-1の内。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、449㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、宅地。

所有者、申請者共に[REDACTED]さん。

調査委員氏名は、高原委員、大泉委員、笛木委員。

調査年月日は、平成29年8月21日であります。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告お願いいたします。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木 眞一君) 14番・笛木。

議案第11号、番号2について報告致します。

8月14日付けにて調査依頼があり、8月21日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、高原委員、大泉委員、事務局からは若松係長と、私で現地調査を行っております。

現地の状況は、配布資料の3ページから4ページをご覧ください。

この土地は、過去から、20年くらい前からですね、農地としての利用部分はなかった、宅地として一体的に利用されております。

現地調査の結果、農地採草放牧地以外であることを確認致しております。

詳細につきましては、ただいま事務局が説明したとおりです。

以上報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第11号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第12号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第12号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容5件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで、内容4件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第12号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり5件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字虹別原野694-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,750㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年8月30日から平成39年8月29日まで。

土地の引渡時期は、平成29年8月30日。

金額は、年間117,000円。

支払方法は、毎年12月20日までに指定口座振込みとなっております。

なお、この案件は、農地中間管理事業の案件であるため、改めての現地調査は行っておりません。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字オソツベツ原野26線36。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積は、49,586㎡外1筆、合計面積が99,172㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。
成立する法律関係は、売買。
所有権移転の時期は、平成29年8月30日。
対価の支払期限は、平成29年10月31日。
土地の引渡時期は、対価の支払日。
価格は、2,279,000円。
支払方法は、指定口座振込みとなっております。
番号3。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字栄184-12。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、17,122㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成29年8月30日。

対価の支払期限は、平成29年10月13日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、634,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号4につきましては、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号3と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号4。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字栄184-7。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,584㎡外13筆、合計の面積は280,198㎡。

価格は、12,466,000円であります。

なお、番号2から番号4まで、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号4まで、内容4件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで、内容4件については、原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号5について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字阿歴内19-3の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、50,000㎡外3筆、合計の面積は137,655㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間につきましては、平成29年8月30日から平成34年8月29日まで。

土地の引渡時期は、平成29年8月30日。

金額は、年間275,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5につきましては、津野委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 13番・津野君。

○13番(津野 齊君) 13番・津野です。

議案第12号、番号5について報告致します。

8月14日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月23日に現地調査をいたしました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは相手方の希望により農地を貸付けるものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということです。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって、番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

以上をもって、議案第12号、内容5件は原案可決されました。

◎議案第13号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第8、議案第13号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

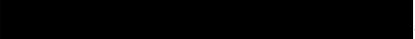
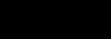
○振興係長(若松務君) はい。

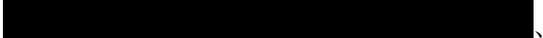
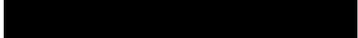
議案第13号について説明させていただきます。

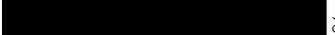
農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業に係る業務委託契約に基づき作成された農用地利用配分計画(案)について標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた農用地利用配分計画(案)、別紙のとおり1件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、

さん。

土地の所在、字虹別原野694-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,750㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年10月10日から平成39年8月29日まで。

土地の引渡時期は、平成29年10月10日。

金額は、年間117,000円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込みとなっております。

なお、この案件につきましては、前回第2回総会の報告第2号で報告し、承認いただきました、農地中間管理事業の貸付の相手方選定、賃借料の調整についての案件でありますので、それに基づき標茶町長が案として、示してきております。

それについて、意見を求められているものであります。

宜しくお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第13号、内容1件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第3回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第3回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうもご苦労さまでございました。

(午前10時37分閉会)